

1) 子どもの認定手続



● 給付貸付課資格担当

TEL.03-5320-6826

提出書類：被扶養者申告書〔用紙No扶養1〕

添付書類：被扶養者認定等の手続を参照してください（P5参照）。

1 | 速やかな申告

生まれた子を被扶養者として認定申告する場合は、速やかに所属所に届出をしてください。被扶養者の手続（P5参照）は、出生日の翌日から30日を超えて所属所に申告をしたときは所属所受理日からの認定となり、出生日から認定日までの期間については、共済組合からの医療給付等が受けられませんのでご注意ください。

2 | 主たる扶養者の確認

生まれた子について、組合員以外の方が「扶養手当」またはそれに相当する手当を地方公共団体や国、その他から受けているときは、被扶養者として認定できません。

また、夫婦で共同して生まれた子を扶養する場合、夫婦双方の前年の年間収入を比較し、多い方の被扶養者とするを原則としています（P6参照）。

2) 産前産後休業に係る保険料（掛金）免除



● 福利厚生課経理担当

TEL.03-5320-6822

産前産後休業をしている組合員が公立学校共済組合に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る保険料（掛金）が免除されます。

保険料（掛金）が免除されている期間でも年金の加入期間として通算されます。

ア 保険料（掛金）の免除期間

出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（※多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読みかえます。）から出産の日後56日までの間で、妊娠および出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間中の保険料（掛金）が免除の対象となります。具体的な免除期間等、詳しくは公立学校共済組合東京支部ホームページをご覧ください。

イ 産前産後休業保険料（掛金）免除申出書の提出

産前産後休業保険料（掛金）免除申出書（当初・出産後）を所属の事務担当者を通して経理担当へ提出してください。

提出書類	「産前産後休業保険料(掛金)免除申出書」(用紙 No. 産休1)	
添付書類	【当初】 1回目:産前産後休業に入る前に提出 (1)産前産後休業(妊娠出産休暇)を承認された期間の分かる書類の写し(休暇・職免等処理簿や出勤簿、マスターカード等) (2)出産予定日を証明する書類の写し(母子健康手帳、妊娠証明書、診断書等)	【出産後】 2回目:出産した後に提出 (1)出産日より確定した産前産後休業(妊娠出産休暇)を承認された期間の分かる書類の写し(休暇・職免等処理簿や出勤簿、マスターカード等) (2)出産日を証明する書類の写し(母子健康手帳、出生証明書、住民票(マイナンバー)の記載のないもの)、出産費用明細書等)

※ 育児休業中の保険料(掛金)免除については、P35をご覧ください。

3) 出産時に受けられる給付(出産費、出産手当金)

● 給付貸付課短期給付担当 TEL.03-5320-6827

出産費(家族出産費)・同附加金、出産手当金

給付の種類	出産費・同附加金	家族出産費・同附加金
支給要件	(1)組合員が出産したとき (2)資格喪失後6か月以内に出産したとき	被扶養者が出産したとき
受給権者	組合員 支給対象(2)の場合、1年以上組合員であった方で、他の共済組合(健康保険)の組合員(被保険者)となっていないこと	組合員
支給額	出産費……………420,000 円*1 同附加金……………50,000 円*2 2人以上出産した場合は、上記支給額×出産児数が支給されます。 ※1 産科医療補償制度の対象外の出産(在胎週数 22 週末満や海外での出産等)の場合、支給額は 404,000 円になります。 ※2 支給対象(2)の場合、附加金は支給対象外です。	家族出産費……………420,000 円*1 同附加金……………50,000 円
請求手続	所属所を経由して請求(任意継続組合員または資格喪失後は短期給付担当に直接請求) 請求方法は以下の3パターンあります。 ①直接支払制度を利用する場合 ②受取代理制度を利用する場合 ③直接支払制度・受取代理制度をいずれも利用しない場合 ※ ②のみ、出産予定日の2か月前から 10 日前までに事前申請が必要です。	
その他	妊娠4か月以上(85日以上)の死産および流産(母体保護法に基づく人工妊娠中絶を含む。)の場合も支給されます。	
給付の種類	出産手当金	
支給要件	(1)出産のため勤務できなくなり、報酬(給料)の全部または一部が支給されないとき (2)出産日または出産予定日が退職の日以後 42 日以内のとき	
受給権者	組合員(任意継続組合員を除く。) (2)は、1年以上組合員であった方で、他の共済組合(健康保険)の組合員(被保険者)となっていないこと ※ 通常の場合、妊娠出産休暇中は支給対象外です。 ※ 任意継続組合員であっても、1年以上組合員であった方で、出産日または出産予定日以前 42 日が在職中であった場合には給付の対象となります。	
支給額	$(\text{過去 12 か月の標準報酬月額を平均した額} \div 22) \times 2/3 \times \text{支給日数}^*$ *出産日(出産が早まったときは出産日、出産が遅くなったときは出産予定日)以前 42 日から出産日の翌日以後 56 日までの間のうち、勤務日に当たる日数分を支給します。	
請求手続	所属所を経由して請求(任意継続組合員または資格喪失後は短期給付担当に直接請求)	

育児支援品購入補助について | 上記の出産費、出産手当金が支給される方は、出産後、福利厚生サービス提供事業「かがやきメイト」において、育児支援品購入補助をご利用いただけます(P17参照)。

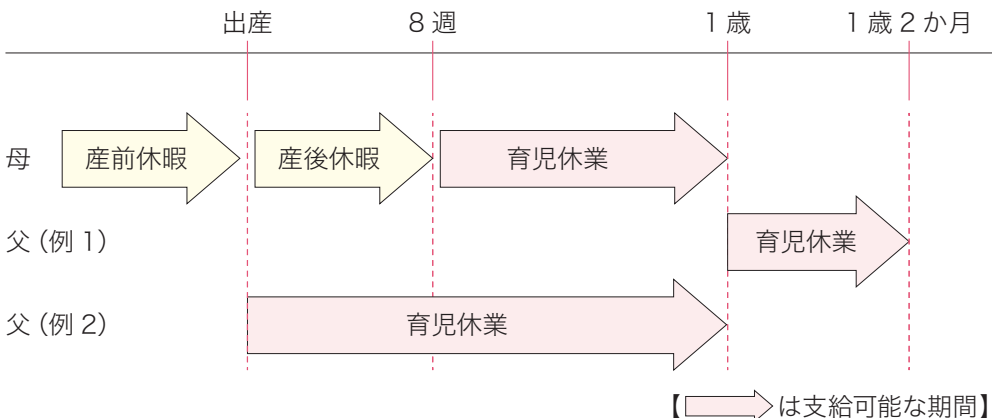
4) 育児休業中(無給)に受けられる給付(育児休業手当金)

● 給付貸付課短期給付担当 TEL.03-5320-6827

3
誕生



<p>支給要件</p>	<p>組合員(任意継続組合員は除く。)が育児休業を取得したとき ただし、組合員の中でも、雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員は、共済組合からの給付はありません。</p>
<p>支給期間</p>	<p>(1) 通常の給付 育児休業の承認を受けた期間で、育児休業の対象となる子の1歳に達する日(誕生日の前日)まで</p> <p>(2) 給付期間の延長について(延長給付) 子が1歳に達した日後について、特別な事情*に該当する場合は1歳6か月に達する日まで、子が1歳6か月に達した日後について、なお特別な事情に該当する場合は2歳に達する日まで給付期間を延長できます。</p> <div data-bbox="422 672 1417 952" style="text-align: center;"> </div> <p>* 特別な事情</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 育児休業に係る子について、保育所等の入所を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳の誕生日以後の期間について、当面保育が実施されないとき ② 当該子の1歳の誕生日以後の期間について、常態として子の養育を行う配偶者が次のいずれかに該当したために、育児休業が承認された場合 <ol style="list-style-type: none"> ア 死亡したとき イ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき ウ 婚姻の解消等により配偶者が育児休業に係る子と同居をしないとき エ 6週間(多胎妊娠の場合14週間)以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈延長に係る注意事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入園意思のない保育所等の入所手続による延長給付の請求はできません。 ② 保育所等の入所希望日が、子の1歳の誕生日(2歳まで延長の場合は1歳6か月を迎えた日)より前でなければ延長給付の請求はできません。 ③ 延長給付期間中において保育所等への入所が可能であるにもかかわらず、入所を行わなかったり入所申込を取下げることによって入所保留状態でなくなったときは、組合員に復職の意思がないものとみなし、延長分の手当金をすべて遡って返納していただくことになりますのでご注意ください。 ④ 手当金の延長期間が保育所等の入所不承諾通知の有効期限より長い場合、有効期間終了後の期間について、再度入所の申込みをする必要があります。この手続を行っていない場合には手当金の延長は遡って取消しとなります(手当金の延長は、組合員の復職の意思があることが前提です。) ⑤ 延長給付の対象となるのは保育所、認定こども園または家庭的保育事業等の入所手続のみです。 </div>

<p style="text-align: center; color: #c00000;">支給期間</p>	<p>(3) パパ・ママ育休プラス</p> <p>育児休業の対象となる子について、その父母共に育児休業を取得する場合（*1）、支給期間が1年（*2）を超えない範囲で子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を請求できます。配偶者が公務員か民間企業かは問いません。</p> <p>（例）父がパパ・ママ育休プラスを利用する場合</p>  <p style="text-align: right;">【→は支給可能な期間】</p> <p>*1 子が1歳に達する日以前に組合員の配偶者が育児休業を取得する case に限ります。 *2 支給期間は最長1年間（母は出産日および産後休暇期間ならびに育児休業手当金の支給期間と合わせて1年） ※ 特別な事情に該当するときは、前ページ（2）のとおり、支給期間の延長ができます。</p>										
	<p style="text-align: center; color: #c00000;">支給額</p>	<p>(1) 育児休業を取得して180日目まで：1日につき標準報酬日額の67%を乗じて得た金額 (2) 181日目以降：1日につき標準報酬日額の50%を乗じて得た金額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">給付額</td> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">標準報酬日額</td> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">支給率</td> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">支給日数</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">短期掛金の標準報酬月額 の1/22</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">67% または 50%</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">土・日を除いた日数</td> </tr> </table> <p>給付は月単位として行い、育児休業取得月の翌月に所属所から報告される実績を確認の上、給付します。</p> <p>〈給付上限日額について〉 毎年8月に変更されます。令和2年8月1日からは、給付上限日額は給付率67%の期間（育児休業を取得して180日目まで）は13,896円、給付率50%の期間（育児休業を取得して181日目以降）は10,370円となっています。</p>	給付額	=	標準報酬日額	×	支給率	×	支給日数	短期掛金の標準報酬月額 の1/22	67% または 50%
給付額	=	標準報酬日額			×		支給率		×	支給日数	
		短期掛金の標準報酬月額 の1/22	67% または 50%	土・日を除いた日数							
<p style="text-align: center; color: #c00000;">請求手続</p>	<p>所属所を経由して請求</p>										

5) 復職時の掛金について



• 福利厚生課経理担当

TEL.03-5320-6822

1) 産前産後休業終了時改定 (育児休業を取得せずに復職する場合は該当します。)

組合員が産前産後休業を終了した日において、当該産前産後休業に係る子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

提出書類：「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」〔用紙 No.終了時改定2〕

2) 育児休業等終了時改定

組合員が育児休業等を終了した日において、当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

提出書類：「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」〔用紙 No.終了時改定1〕

6) 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額の特例



• 給付貸付課年金担当

TEL.03-5320-6828

組合員が3歳未満の子を養育している間に育児短時間勤務等で報酬額が下がり将来の年金の給付額が低くなることを避けるため、標準報酬月額の特例があります。

3歳に満たない子を養育している組合員が共済組合に申出をしたときは、子が3歳になるまでの標準報酬月額と子を養育することになった日(出生日等)の属する月の前月の標準報酬月額を比較して、高い方が年金の算定に適用されます。追加の保険料(掛金)の負担はありません。

提出書類：「3歳未満の子を養育する旨の申出書」

注意事項

- この特例は、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用しません。
- 特例の適用は、申出をした月の前月までの過去2年間です。

